



# 監督署からのお知らせ (2023年2月)

〈 2月・3月は慌ただししい時期です。落ち着き、丁寧な仕事でゼロ災を！ 〉

## 《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

今回から、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）以外の状況について、併せてお伝えします。



### 〈 令和4年 労働災害発生状況（令和5年1月末時点） 〉

項目	令和4年						全数（コロナを含む。）						コロナ以外（全数からコロナを除いたもの）					
	令和3年確定値		令和3年1~12月		令和4年1~12月		3年と4年との比較		令和3年確定値		令和3年1~12月		令和4年1~12月		3年と4年との比較			
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡		
全業種	462	3	450	2	906	2	456	101.3%	0	427	3	419	2	342	2	-77	-18.4%	0
製造業	125	1	124	1	162	1	38	30.6%	0	124	1	123	1	108	1	-15	-12.2%	0
うち食品製造業	79	1	79	1	74	0	-5	-6.3%	-1	79	1	79	1	56	0	-23	-29.1%	-1
うち水産食品	68	1	68	1	61	0	-7	-10.3%	-1	68	1	68	1	43	0	-25	-36.8%	-1
建設業	79	0	77	0	106	0	29	37.7%	0	75	0	73	0	39	0	-34	-46.6%	0
土木工事業	37	0	36	0	57	0	21	58.3%	0	36	0	35	0	23	0	-12	-34.3%	0
建築工事業	33	0	32	0	39	0	7	21.9%	0	30	0	29	0	10	0	-19	-65.5%	0
その他の建設業	9	0	9	0	10	0	1	11.1%	0	9	0	9	0	6	0	-3	-33.3%	0
陸上貨物運送事業	28	2	27	1	34	0	7	25.9%	-1	28	2	27	1	34	0	7	25.9%	-1
商業	69	0	68	0	45	0	-23	-33.8%	0	67	0	66	0	45	0	-21	-31.8%	0
うち小売業	51	0	50	0	37	0	-13	-26.0%	0	51	0	50	0	37	0	-13	-26.0%	0
保健衛生業	56	0	51	0	474	0	423	829.4%	0	34	0	33	0	38	0	5	15.2%	0
うち社会福祉施設	31	0	26	0	263	0	237	911.5%	0	27	0	26	0	30	0	4	15.4%	0
上記以外の業種	105	0	103	0	85	1	-18	-17.5%	1	99	0	97	0	78	1	-19	-19.6%	1

今なおコロナによる労働災害が多く報告されていることもあり、コロナを含む全数では、全業種で906件と、前年同期比で101.3%の増加となり、倍増しています。特に、保健衛生業の増加が著しく、その多くがコロナによるものとなっています。

コロナを除いた場合、全業種で逆に前年同期比△18.4%と大きく減少しており、企業の皆さまの日頃の安全衛生対策の成果が表れたものと理解しています。しかしながら、業種別にみていきますと、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、金属製品製造業、廃棄物処理業で前年同期比100%以上の増加となっているほか、陸上貨物運送業では発生件数も多い状況となっており、これらの業種に該当する企業では、令和5年は反転して大幅減少となるよう引き続き積極的な取組をお願いします。

### 〈 令和5年 労働災害発生状況（令和5年1月末時点） 〉

項目	令和5年						全数（コロナを含む。）						コロナ以外（全数からコロナを除いたもの）								
	令和4年1月		令和5年1月		4年と5年との比較		令和4年1月		令和5年1月		4年と5年との比較		令和4年1月		令和5年1月		4年と5年との比較				
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡			
全業種	17	0	27	2	10	58.8%	2	17	0	8	2	-9	-52.9%	2	17	0	8	2	-9	-52.9%	2
製造業	4	0	1	1	-3	-75.0%	1	4	0	1	0	-3	-75.0%	0	4	0	1	0	-3	-75.0%	0
うち食品製造業	2	0	0	0	-2	—	0	2	0	0	0	-2	—	0	2	0	0	0	-2	—	0
うち水産食品	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	—	0
建設業	2	0	1	0	-1	-50.0%	0	2	0	1	1	-1	-50.0%	1	2	0	1	1	-1	-50.0%	1
土木工事業	1	0	0	0	-1	—	0	1	0	0	0	-1	—	0	1	0	0	0	-1	—	0
建築工事業	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	—	0
その他の建設業	1	0	1	0	0	—	0	1	0	1	1	0	0.0%	1	1	0	1	1	0	0.0%	1
陸上貨物運送事業	4	0	3	0	-1	-25.0%	0	4	0	3	0	-1	-25.0%	0	4	0	3	0	-1	-25.0%	0
商業	2	0	1	1	-1	-50.0%	1	2	0	1	1	-1	-50.0%	1	2	0	1	1	-1	-50.0%	1
うち小売業	2	0	1	0	-1	-50.0%	0	2	0	1	0	-1	-50.0%	0	2	0	1	0	-1	-50.0%	0
保健衛生業	1	0	19	0	18	1800.0%	0	1	0	0	0	-1	—	0	1	0	0	0	-1	—	0
うち社会福祉施設	1	0	4	0	3	300.0%	0	1	0	0	0	-1	—	0	1	0	0	0	-1	—	0
上記以外の業種	4	0	2	1	-2	-50.0%	1	4	0	2	0	-2	-50.0%	0	4	0	2	0	-2	-50.0%	0



労働災害統計  
※石巻署分も掲載



SafeworkK 向上宣言

令和4年と同様の傾向が継続しており、コロナを含む全数では、全業種で前年同期比58.8%の増加となっており、特に、保健衛生業では1,800%の増加となっています。

コロナを除いた場合、全業種で前年同期比△52.9%と著しい減少となっています。2月から3月にかけては、建設工事等を始めとして業務が多忙となるケースが多くなり、労働災害が増加する傾向にあります。企業の皆さまには、ホウ・レン・ソウを確実にしながら、徹底した安全対策を講じた上で仕事に従事していただくようお願いします。

## 《「賃金引き上げ特設ページ」を開設！ぜひご利用ください！！》



**賃金引き上げ特設ページを開設!**

この特設ページは、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能と、賃金引き上げに向けた企業や労働者を支援しています。賃金引き上げを検討される際に、ぜひご利用下さい!

**賃金引き上げ特設ページのメニュー**

- MENU1 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介
- MENU2 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- MENU3 賃金引き上げに向けた政府の支援策の紹介

**pick Up**

**地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能**

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上でのお供としてお使いいただけます。

**検索結果の例**

業種	職種	平均賃金	最低賃金	最高賃金
製造業	生産作業員	1,850	1,000	2,500
製造業	工場作業員	1,950	1,000	2,600
製造業	組立作業員	1,900	1,000	2,550
製造業	機械操作員	2,000	1,000	2,650
製造業	検査作業員	2,100	1,000	2,700
製造業	包装作業員	1,800	1,000	2,450
製造業	倉庫作業員	1,750	1,000	2,400
製造業	運送作業員	1,700	1,000	2,350
製造業	清掃作業員	1,650	1,000	2,300
製造業	その他	1,600	1,000	2,250
製造業	平均	1,850	1,000	2,500

企業の皆様におかれては、賃金引き上げの取組事例、同業他社などの賃金の平均額、国による支援策などに高い関心をお持ちかと思います。

厚生労働省では、上記情報などを分かりやすく確認できる「賃金引き上げ特設ページ」を開設しました。特に、地域・業種・職種別の賃金額を知ることができ、「賃金を引き上げようと思うけれど、いくらにすればよいか?」といった際に変役立ちます。

また、業務改善助成金・キャリアアップ助成金・働き方改革推進支援センターなど様々な支援策も紹介しています。

一度ご覧になっていただき、参考情報としてご活用ください。検索の仕方などは監督署労働条件担当までお尋ねください。



賃金引き上げ特設ページ

## 《 その待遇の違い、説明できますか? 正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止。適正な取扱いをお願いします 》

「パートだから」、「契約社員だから」という理由だけで、正社員と待遇差を設けることは、パートタイム・有期雇用労働法で禁止されています。

待遇には、基本給、各種手当、賞与といった賃金面だけでなく、教育訓練、食堂・休憩室の利用なども関係してきます。正社員との待遇差の内容や理由を問われた場合には、その理由を具体的に説明しなければなりません。また、不合理な待遇差について何も対策を講じない場合には、裁判で法違反と判断される可能性もあります。

同一労働同一賃金の考え方、不合理な待遇差の具体的見直しなどについて知りたい、相談したいという場合は、宮城働き方改革推進支援センター(☎0120-97-8600)までご連絡ください。

**事業主の皆さま**

パートタイム・有期雇用労働法で  
**正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています**

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容及理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。

「正社員と同じ仕事をしているのに... 正社員と同じように手当はもらえないの?」

**その待遇の違い、説明できますか?**

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの?

基本給 (ボーナス) 賞与 教育訓練 食堂・休憩室等の利用等 各種手当 etc...

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合 裁判で法違反と判断される可能性もあります。

同一労働同一賃金 検索

「働き方改革推進支援センター」がそんなお悩みをサポートします! ▶ 表面へ

パートタイム・有期雇用労働法 厚生労働省・宮城県労働局

## 《 休暇で春を楽しんで、ココロとカラダをリフレッシュ! 》

年次有給休暇制度は1年間に年5日以上取得させるだけではありません。付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的に付与する、1時間単位で年次有給休暇の取得ができるといった制度もあります。

(いずれも労使協定が必要)。お問合せは監督署までお願いします。年休取得促進特設サイト




ココロとカラダをリフレッシュ!

リフレッシュ! 春かららしい働き方 休み方

## 《 令和5年度の雇用保険料率が変わります 》

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率が右記のとおり変わります。失業等給付等の保険料率は、労使ともに「6/1,000」となります(農林水産・清酒製造・建設は「7/1,000」)。

お問合せは、監督署労災課または宮城労働局労働保険徴収課までお願いします。

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率(%)の)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月~)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(特内の下段は令和4年10月~令和5年3月の雇用保険料率)

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18 (ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。)

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366  
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483  
労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484
- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます(9:00~16:00)。  
(気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階(ハローワーク気仙沼と同じ建物))

宮城労働局 石巻署ページ

宮城労働局 メールマガジン

電話：0226-25-6921)